平成23年5月25日 建築・都市整備・道路委員会 付 資 料 建 局

本市外郭団体「公益財団法人横浜市建築保全公社」の 経営改革に関する方針案について

本市では、平成21年3月から外部の有識者による「横浜市外郭団体等経営改革委員会」におい て、外郭団体ごとの経営課題について審議を行い、提言をいただいた団体から順次、本市としての 「経営改革に関する方針」を決定しています。

これまで、昨年10月に12団体、本年2月に10団体の「経営改革に関する方針」を決定しまし たが、このたび、新たに 17 団体の「経営改革に関する方針案」等を決定しましたので、このうち 「公益財団法人横浜市建築保全公社」に関する方針案についてご報告します。

1 方針案の概要

(1) 団体分類(※,)

「事業等の再整理が必要な団体」

方向性:公共建築物の適切な保全のため、点検・助言などのマネージメント機能強化と、 調査研究・普及啓発事業の充実を図るとともに、中長期的な視点で、市、民間、 公社の最も効果的・効率的な役割分担を再構築していく。

- (※1) 団体分類は、以下の4つの分類から、団体ごとに決定しています。
- ①統合・廃止の検討が必要な団体
- ②民間主体の運営が望ましい団体
- ③事業等の再整理が必要な団体 ④引き続き経営努力が必要な団体

(2) 具体的な取組内容

①団体の役割

- ・ 効果的、効率的な業務体制を確立し、市と連携して公共建築物の長寿命化対策の一翼を 担う専門機関として、点検業務の充実など施設の計画的保全実施のための機能を強化し ていきます。
- 公益法人として維持・保全に関する調査研究業務等の公益事業を充実していきます。
- ・ 横浜市と連携し、市・民間・公社の役割分担について、中長期的な視点から市への一部 移譲や民間委託等をコスト比較によるメリット、デメリットについて検証を行います。

②財務改善

事務量を勘案した効率的な事務執行に努め、自主自立の経営を推進します。

③人事組織

- ・ 平成23年度中に、固有職員の管理職の登用を進めるなどの組織見直し計画を取りまと めます。
- ・ 常勤役員数についても削減をします。

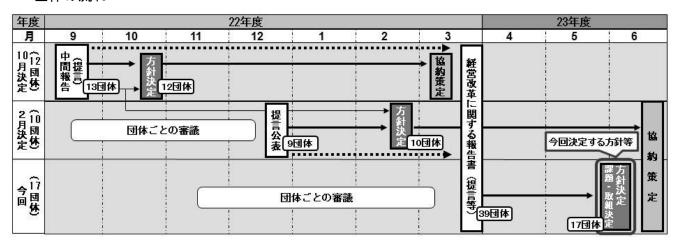
(裏面あり)

2 今後のスケジュール(予定)

今後、「具体的な取組内容」に基づき、市と団体の共通の経営目標となる「次期協約(期間: 平成 23~25 年度)」の策定に向け、団体と協約項目や目標値(数値目標等)、スケジュールなどの協議を進めます。

なお、次期協約は、本年6月下旬を目処に策定します。

全体の流れ



3 横浜市外郭団体等経営改革委員会における審議状況

(1)審議回数

3回(第18回委員会<平成22年8月20日開催>、第21回委員会<平成22年11月5日 開催>、第24回委員会<平成23年1月14日開催>)

(2) 経営改革委員会からの提言内容(平成23年3月30日公表)

団体分類:「事業等の再整理が必要な団体」

小分類 (※2)「団体運営 (公益的使命等) の実現強化に向け、事業の重点化を 進めるべきもの」

主な内容:①公共施設の維持保全業務は、市へ内製化することや民間事業者の活用を進める ことが考えられるため、公社の業務を抜本的に見直し、効果的・効率的な役割 分担を再構築すること。

②効率的な執行体制への転換に向け、組織体制の見直し計画を平成23年度中に 作成し、特に常勤役員については早急に削減すること

(※2)「事業等の再整理が必要な団体」における小分類は、以下の2つの分類から、

団体ごとに決定しています。

- ①団体運営(公益的使命等)の実現及び財務状況の改善に向け、事業の統廃合を伴う経営改革を進めるべきもの
- ②団体運営(公益的使命等)の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの

4 添付資料

- (1)「経営改革に関する方針案」(公益財団法人横浜市建築保全公社)
- (2) 横浜市外郭団体等経営改革委員会からの提言(財団法人横浜市建築保全公社)
- (3) 記者発表資料「横浜市外郭団体等経営改革委員会」からのすべての審議団体の提言等をまとめた最終報告書の提出について

【横浜市建築局】 団体ごとの経営改革に関する方針案

公益財団法人横浜市建築保全公社

団体概要(平成23年5月1日現在)				
所在地	横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階	設立	昭和61年6月25日	
基本金	30,000 千円 (うち本市出資額・割合	30,000 千	円 • 100.0 %)	
市所管課	建築 局 営繕企画 課			
主要事業	・ 公共建築物の維持保全に関する調査研究及び普及啓発・ 公共建築物の維持保全業務			
市が期待する役割	 ・公共建築物に関する調査・研究、施設の維持・保全に関する相談・研修業務等の公益事業を強化すること。 ・施設の修繕履歴データーを蓄積すること等により、公共建築物の修繕専門機関としての専門性を高めること。 ・公共建築物の適正な維持・保全業務を行い、施設の安全性と利便性を高め、もって市民福祉の増進に寄与すること。 			

事業等の再整理が必要な団体

(協約を締結

する)・ しない)

公共建築物の適切な保全のため、点検・助言などのマネージメント機能強化と、調査研究・ 普及啓発事業の充実を図るとともに、中長期的な視点で、市、民間、公社の最も効果的・ 効率的な役割分担を再構築していく。

方針

具

体的

な

取

公益財団法人への移行を契機に、施設点検業務の充実や、施設データの分析・修繕計画への反映などマネージメント機能を強化するとともに、技術研修や管理者向け研修など調査研究・普及啓発事業の充実を図り、公共建築物の適切な保全を推進します。

さらに、公社の役割分担について、市への一部移譲や民間事業者の活用など、中長期的視点から比較検証を行い、効率的・効果的な業務体制を確立します。

【 横浜市外郭団体等経営改革委員会 提言 】

事業等の再整理が必要な団体

団体運営(公益的使命等)の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの

① 団体の役割(公益的使命、市の関与の見直し)

- 効果的、効率的な業務体制を確立し、市と連携して公共建築物の長寿命化対策の一翼を担う専 門機関として、点検業務の充実など施設の計画的保全実施のための機能を強化していきます。
- ・公益法人として維持・保全に関する調査研究業務等の公益事業を充実していきます。
- ・ 横浜市と連携し、市・民間・公社の役割分担について、中長期的な視点から市への一部移譲や 民間委託等をコスト比較によるメリット、デメリットについて検証を行います。

② 財務改善

事務量を勘案した効率的な事務執行に努め、自主自立の経営を推進します。

③ 人事組織(市の人的支援)

- ・ 平成23年度中に、固有職員の管理職の登用を進めるなどの組織見直し計画を取りまとめます。
- 常勤役員数についても削減をします。

協約項目

確案

公共建築物の計画的保全実施のための機能強化

(点検業務の実施:500件/年、修繕データの蓄積:800件/年、計画修繕実施のアドバイス:400件/年)

- 公益事業の充実 調査研究(民間企業向けの技術研修開催年2回)
- 調査の視野を広げ顧客満足度向上の取組の検討を実施(検討・実施・検証)
- 組織体制見直し計画の策定と実施
- 常勤役員の削減(3名→2名)

7	項目	23年度	24年度	25年度	26年度以降
^ -	組織体制見直計画	→ 策定	実施 ————		•
37	常勤役員数の削減	——— 実施			
_ _ _	役割分担検証(市・民間・公社)	——— 検証	見直し計画作成 ──→	見直し実施	▶ 協約に反映
ル	顧客満足度調査	——→ 検討	実施 —————	→ 目標909	%

财团法人横浜市建築保全公社

团体概要

(平成22年7月1日現在)

所在地	横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階	(TEL)	641-51	06
URL	http://www10.plala.or.jp/YHOZEN/	設立	昭和6	61年6月25日
代表者	理事長 立花 誠 (平成22年4月	1日	就任)
資本金	30,000 千円 (うち本市出資額・割合	30,000 千日	ч.	100.0 %)
主務官庁	神奈川県県土整備部建築指導課			
市所管課	建築局営繕企画課			
設立目的	公共建築物の維持保全に関する調査研究を行い、その成果を一般に普及するととも に、公共建築物の適正な維持管理体制の整備及び公共建築物の維持保全業務等を行 い、公共建築物の安全性と利便性を高め、もって市民福祉の増進に寄与する。			

提言

横浜市外郭団体等経営改革委員会

団体分類

事業等の再整理が必要な団体

(水分類・団体運営(公益的使命等)の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの)

※次期協約期間(平成23年度から平成25年度まで)

経営改革の方向性 1

公共施設の維持保全業務は、市へ内製化することや民間事業者の活用を進めることが考えられるため、 公社の業務を抜本的に見直し、効果的・効率的な役割分担を再構築すること。

【補足または条件・整備すべき環境】

- 本市公共施設の整備業務は、大きく分けて新築・増改築は市が行い、修繕業務は市が計画を決定し、保全公社が一括して設計・発注・監理を行う役割分担となっている。維持保全にかかるデータと分析は市と保全公社が共有している。
- ・ 市の入札制度に準じて公社が発注することは、市内中小企業の受注が確保され、技術力向上支援にもつながっている。
- 公社業務を市や民間事業者に移行した場合は、人件費・時間等のコスト増も考えられるが、中 長期的な視点で公社が業務を行うことのメリット・デメリットやコストについて具体的比較検 討を行い、最も効果的・効率的な役割分担を再検討すること。
- ・ 今後強化するとしている業務(市内中小業者への技術支援や、市と協力した公共建築物のアセットマネジメント機能としての点検業務の充実や施設データの集積)については、民間事業者の活用がより効果的との見方もできることから、将来の具体的な進め方や見込まれる効果を含め、公社が行う必要性を明確にすること。

経営改革の方向性 2

効率的な執行体制への転換に向け、組織体制の見直し計画を平成23年度中に作成し、特に常勤役員に ついては早急に削減すること。

【補足または条件・整備すべき環境】

- 組織の見直しにあたっては、事業の再整理の検討状況を見極める必要があるが、効率化への取組は可能なものから着手していくこと。
- ・ 役職員に占める市退職者の割合が高いため、計画的な人材育成・登用により、固有職員への転換を進めること。



平成 23 年 3 月 30 日総務局しごと改革推進課

「横浜市外郭団体等経営改革委員会」から すべての審議団体の提言等をまとめた最終報告書が提出されました

横浜市では、平成 21 年 3 月から外部の有識者による「横浜市外郭団体等経営改革委員会」において、外郭団体ごとの経営課題について審議を行い、これまで、9 月に 13 団体、12 月に 9 団体と、合計 22 団体の提言をいただいています。

このたび、新たにまとめられた17団体の提言等を含む、2年間、計27回にわたるすべての審議結果をまとめた「経営改革に関する報告書」が、大野委員長(関東学院大学学長)から林市長に手交されました。

今後、提言を十分踏まえて、本市としての経営改革方針を市会に報告のうえ決定し、次期協約へ反映するなど、外郭団体の経営改革に取り組んでいきます。

1 新たに提言・参考意見等がとりまとめられた17団体

【提言】(11団体)

民間主体の運営が望ましい団体(1団体)

● 横浜ベイサイドマリーナ株式会社

事業等の再整理が必要な団体(1団体)

● 財団法人横浜市建築保全公社

引き続き経営努力が必要な団体(9団体)

- 公益財団法人横浜市国際交流協会
- 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団
- 財団法人横浜市総合保健医療財団
- 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
- 財団法人横浜市緑の協会
- 財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー
- 横浜市信用保証協会
- 財団法人帆船日本丸記念財団
- 横浜交通開発株式会社

【参考意見の表明】※1 (5団体)

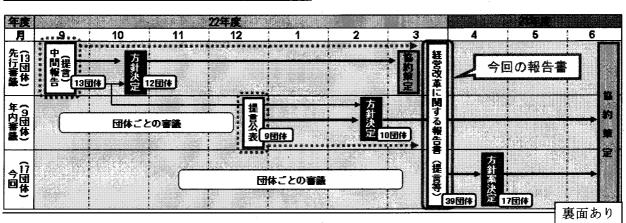
- 財団法人横浜市青少年育成協会
- 株式会社横浜国際平和会議場
- 一般社団法人横浜みなとみらい21
- 財団法人ケーブルシティ横浜
- 財団法人横浜市学校給食会
- ※1 市として検討すべき重要課題があるなどの 理由から、委員会として団体分類や経営改 革の方向性を出さず、参考意見の表明とし た団体

【経緯の記載】※2 (1団体)

● 財団法人横浜港埠頭公社

※2 市として方針を決定済みであるなど、今委 員会での審議に適さないため、報告のみ 受けた団体

2 委員会審議の流れと今後のスケジュール



3 委員構成

大野 功一 (委員長) 関東学院大学 学長

遠藤 淳子 遠藤淳子公認会計士事務所 公認会計士

岡村 勝義 神奈川大学 経済学部教授

丸山 康幸 フェニックス・シーガイア・リゾート株式会社 取締役会長

山本 安志 山本安志法律事務所 弁護士

4 添付資料

経営改革に関する報告書

【参考】 すべての審議団体(39団体)の分類結果 ※網掛け団体は新たな17団体

団体分類	小 分 類	団 体 名
【1】統合・廃止の検 討が必要な団体	廃止に向け、次期協約期間中は残務・財産整 理等を計画的に進めるべきもの	横浜市土地開発公社 財団法人横浜市道路建設事業団
【2】民間主体の運営が望ましい団体	市の関与を見直し、次期協約期間内に民間主体の経営へ移行すべきもの 財務状況改善後等に民間主体の経営へ移行するため、次期協約期間中は経営改革を進めるべきもの	横浜市場冷蔵株式会社 横浜シティ・エア・ターミナル株式会社 株式会社横浜インポートマート 株式会社横浜港国際流通センター 横浜ベイサイドマリーナ株式会社
【3】事業等の再整	団体運営(公益的使命等)の実現及び財務状況 の改善に向け、事業の統廃合を伴う経営改革を 進めるべきもの	財団法人横浜企業経営支援財団 財団法人横浜市ふるさと歴史財団
理が必要な団体	団体運営(公益的使命等)の実現強化に向け、 事業の重点化を進めるべきもの	財団法人横浜市体育協会 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 財団法人横浜市資源循環公社 横浜市住宅供給公社 財団法人横浜市建築保全公社
【4】引き続き経営努 力が必要な団体	引き続き、現在の団体運営及び財務状況を維持するとともに、さらなる経営努力を続けるべき もの	公益財団法人横浜市国際交流協会 財団法人横浜市国際交流協会 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 財団法人横浜市総合保健医療財団 財団法人横浜市総合保健医療財団 財団法人横浜市総合 財団法人横浜市シルバー人材センター 財団法人横浜東部の協会 財団法人横浜東部である 財団法人横浜東部である 財団法人横浜東部である 財団法人横浜東部である 財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー 横浜市信用保証協会 財団法人帆船日本丸記念財団 横浜交通開発株式会社
	団体運営(公益的使命等)に問題はないが、財 務状況の改善に向け経営改革を進めるべきも の	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 財団法人三溪園保勝会 横浜食肉市場株式会社 株式会社横浜市食肉公社 横浜新都市交通株式会社
	団体運営(公益的使命等)に問題はないが、経 常損益の早期黒字化を図りつつ、今後の運営 形態について幅広く検討すべきもの	横浜高速鉄道株式会社
その他(団体分類なし)	委員会として団体分類や経営改革の方向性を 出さず、参考意見の表明とした団体	財団法人横浜市青少年育成協会 株式会社横浜国際平和会議場 一般社団法人横浜みなとみらい21 財団法人ケーブルシティ横浜 財団法人横浜市学校給食会
	市として方針を決定済みであるなど、委員会で の審議に適さないため、報告のみ受けた団体	財団法人横浜港埠頭公社

お問い合わせ先

総務局しごと改革推進課 担当課長 内田 沢子 Tel 045-671-4324